

令和4年度地域運動部活動推進事業

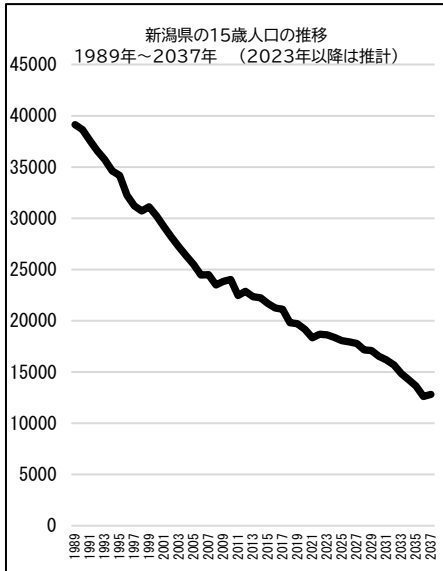
休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書

自治体名	新潟県教育委員会 担当課：教育庁保健体育課 電話番号：025-280-5624
------	--

1. 事業の概要について

1.1 基本情報（令和4年度4月末時点）

① 中学校数	229校	② 生徒数	52,709人	③ 部活動数	1,627部活
--------	------	-------	---------	--------	---------



1.2 地域における現状・課題

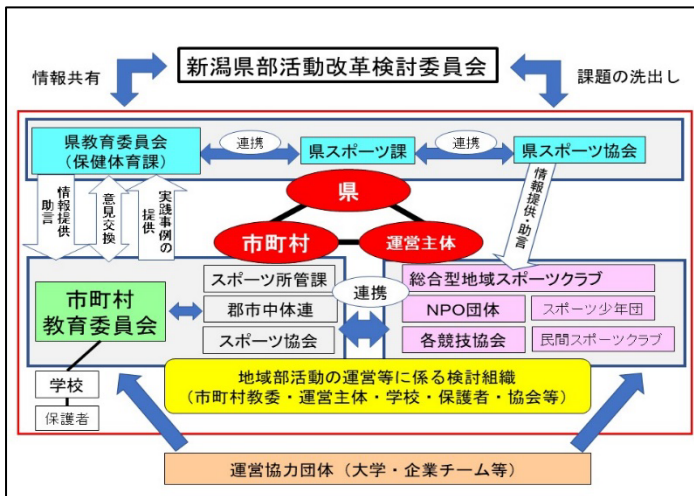
- ・急激な少子化の一方で学校の統廃合が困難な状況であり、学校規模が縮小し、部活動が必ずしも生徒のニーズに応じた活動となっていない状況にある。
- ・教員の長時間勤務の原因として部活動指導があげられている。

1.3 実践研究における取組目標

- ・それぞれの市町村で異なるニーズを把握し、活用可能な資源を用いて地域移行を進める。
- ・モデル市の実践を県の検討会議等での協議を経てオーソライズし、すべての市町村で活用可能な「手引き」を作成する。
- ・令和5年度からの地域移行開始の段階で、半数を超える市町村が取組をスタートできる体制を整える。

1.4 実践研究の運営体制

- ・有識者による検討委員会を設置し、モデル市の実践の成果と課題を基に協議を行い、その内容を市町村教育委員会担当者連絡協議会で共有する。
- ・各市町村は、その情報を参考に制度設計を進める。
- ・県教育委員会は県スポーツ協会と連携し、関係団体への周知を行う。



2. 地域連携や地域移行の推進に向けた体制整備の取組について

(1) 新潟県部活動改革検討委員会

構成：大学教授、県小中学校 PTA 連合会県中学校長協会、県中体連、県スポーツ協会、民間クラブ、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、市町村教委、職員団体、県スポーツ課、県義務教育課

※実施3年目となり、議論が成熟してきた。決定機関とはせず、事務局の方針に意見をいただき、方向性を決める役割

(2) 市町村教育委員会担当者連絡協議会

すべての市町村教委担当者と教育事務所をオンラインで結んで開催。

国が示す方針等、県部活動改革検討委員会での協議内容等を基に、広域連携を視野に入れながら、それぞれの地域における地域移行の進め方について情報交換や協議を行う。

(3) 国の有識者を講師として迎えてのシンポジウム

モデル市である長岡市において、国検討会議座長を務めた友添秀則先生をお迎えし、シンポジウムを開催。県内外のスポーツ関係者、行政関係者、保護者等が参加し、理解を深めた。

(4) 県スポーツ協会と連携した取組

- ①県内4市町村で開催の地域ミーティングでの説明、意見交換
- ②総合型地域スポーツクラブ研修会での説明、意見交換
- ③中体連大会参加規程変更に係る説明会での説明、意見交換

(5) その他の取組

- ①知事と市町村長との懇談会での説明、意見交換
- ②都市教育長協議会での説明、意見交換
- ③市町村への個別支援
 - ・保護者説明会での説明
 - ・中体連への説明
 - ・市教委内の準備会議での助言 等
- ④すべての中学校教員を対象とした、休日の地域クラブ活動への指導ニーズ調査
結果を市町村教育委員会に情報提供
- ⑤リーフレット（児童生徒向け、保護者向け、教員向け）の作成、配付
- ⑥令和5年度地域クラブ活動のリスト化
- ⑦地域指導者が活用可能な研修コンテンツの作成

3. 実践研究の成果と今後の課題

3.1 実践研究での検証から得た成果

- ・実践研究での成果と課題をオーソライズし、市町村教育委員会に向けた「制度設計の手引き」を改訂し、発行した。
- ・令和5年度、22市町村（政令市を除く29市町村のうち）が国事業を活用して地域移行を開始することを希望。

3.2 地域移行における今後の課題と対応

- ・ロードマップ

	改革推進期間			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施市町村割合	75%	90%	100%	100%
実施競技等割合	20%	50%	80%	100%
実施回数	1～2回/月	2～3回/月	3～4回/月	すべての休日

【関係者との連絡調整・連携体制の構築方策】

- これまでの取組の継続
- 個別支援の一層の充実

【受け皿団体の確保方策】

- 既存の団体の育成を念頭に置いた、市町村教委が主体となる取組
- 小規模自治体は近隣市町村との広域連携の模索

【指導者の確保方策】

- 小規模自治体は近隣市町村との広域連携の模索
- オンライン指導の導入に向けた検討

【困窮世帯への支援方策】

- 必要経費の検証により、必要な公的支援の規模感を明確化

【地域移行の自走化に向けた方策】

- 受益者負担のみでの運営の試行

【地域特有の課題への対応策】

- 市バスなどを利用した移動手段の確保
- 小規模自治体は近隣市町村との広域連携の模索

令和4年度地域運動部活動推進事業

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書

自治体名	新潟県村上市教育委員会 担当課：学校教育課 電話番号：0254-72-6882
------	--

1. 事業の概要について

1.1 基本情報（令和4年度4月末時点）

① 中学校数	7校	② 生徒数	1,022人	③ 部活動数	56部活
--------	----	-------	--------	--------	------

1.2 地域における現状・課題

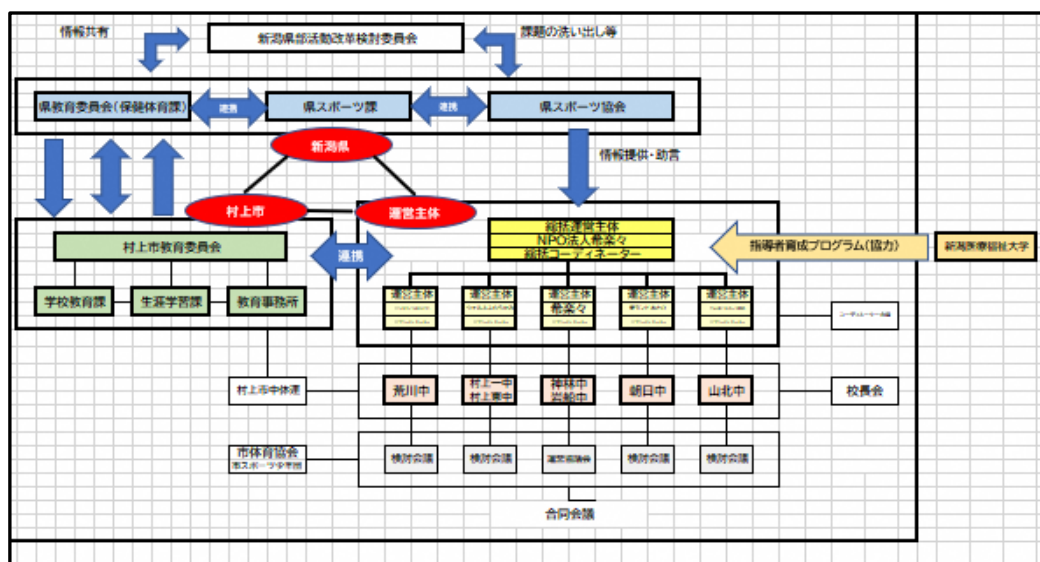
- ・平成30年度から先行して活動している神林中学校区と他6校の中学校区との進行度合いがある。
- ・7つの中学校でも実情が異なり、改革が急務な学校とそうでない学校がある。生徒数にのみならず、各校の学校部活動実施状況（外部指導化している種目、廃部となった種目、生徒数に比例しない部活動数など）も異なり、一斉の取組は困難である。

1.3 実践研究における取組目標

- ・上記課題を解決するため、全地区での取組を行った。総括運営主体、総括コーディネーターの配置を行い、各校、各地区の運営主体（総合型クラブ）や会議体の設置を行い、融合型部活動の試行検証、情報の共有を図りながら、全地区での取組を行った。

1.4 実践研究の運営体制

- ・総括運営主体、総括コーディネーターの配置
- ・各地区に運営主体、サブコーディネーターの配置
- ・各地区に中学校区会議体を設置
- ・会議体は学校・保護者・地域・行政で構成
- ・全体共有としてコーディネーター会議及び合同会議の開催
- ・指導者の資質向上については新潟医療福祉大学との連携



2. 地域連携や地域移行の推進に向けた体制整備の取組について

- ・総括運営主体は合同会議の開催や指導者育成プログラム研修会を実施
- ・総括コーディネーターは各地区へアドバイスや検討会議での説明、校長会での説明
- ・総括コーディネーターは学校の職員会議での説明も行った。
- ・市の方針作成に伴う意見交換
- ・スポーツ庁との意見交換や要望、県保健体育課との情報共有
- ・国の動向や中体連に関する迅速な情報提供

3. 実践研究校における取組について

3.1 実践研究校情報

① 実践研究校数	域内全 7 中学校のうち、神林中学校が実践研究に参加
② 実践研究に取り組んだ部活動数	3 部活
③ 種目	バスケットボール、軟式野球、ソフトテニス

《主な取組例（1）》…村上市立神林中学校

① 運営主体	NPO 法人希望楽々		
② 種目	バスケットボール	④ 参加者数	22 人
④ 活動日	水曜日・土曜日	⑤ 活動場所	神林総合体育館、神林中学校
⑦ 指導者人数	8 人	⑧ 謝金単価	1 人あたり 700 円/時間
⑨ 指導者属性	スポーツ少年団指導者 6 人、教員 2 人		
⑩ 参加会費の有無・金額	徴収あり (1 人あたり：3,000 円/月額)		

《主な取組例（2）》…村上市立神林中学校

① 運営主体	NPO 法人希楽々		
② 種目	ソフトテニス	③ 参加者数	16 人
④ 活動日	月・火曜日（金曜日）	⑤ 活動場所	神林総合体育館、神林中学校
⑥ 指導者人数	5 人	⑦ 謝金単価	1 人あたり 700 円/時間
⑧ 指導者属性	スポーツ少年団指導者 4 人、総合型クラブ職員 1 人		
⑨ 参加会費の有無・金額	徴収あり (1 人あたり：1,000 円/月額)		

《主な取組例（3）》…村上市立神林中学校

⑩ 運営主体	NPO 法人希楽々		
⑪ 種目	軟式野球	⑫ 参加者数	29 人
⑬ 活動日	月・金曜日・土曜日	⑭ 活動場所	神林多目的グラウンド、神林中学校他
⑮ 指導者人数	5 人	⑯ 謝金単価	1 人あたり 700 円/時間
⑰ 指導者属性	スポーツ少年団指導者 3 人、教員 2 人		
⑱ 参加会費の有無・金額	徴収あり (1 人あたり：1,000 円/月額)		

3.2 参加者の声（生徒、保護者、教師、指導者等）

- ・融合型部活動 3 種目（バスケットボール、ソフトテニス、軟式野球）の参加生徒及び保護者を対象に実態調査を実施した。集計結果は別紙の通り。

3.3 各実践研究校での取組を通じて挙げた課題や解決方法、取組において特に工夫した点

- ・指導者の量の確保…スポーツ少年団と融合型部活動を同時開催とし、指導者の確保をしつつ、多様なニーズに対応でき、手厚い指導を行うことができる。
- ・大会参加…学校部活動と融合型部活動の両方が存在している複雑な状況下、どちらの名前で大会参加するかの課題が出る。生徒の意思確認を行い、大会参加の希望を持って融合型名で参加することとした。
- ・指導者の質の確保…大学と連携し、「指導者育成プログラム研修会」を開催し（年 6 回）融合型部活の指導者には受講の義務化を図り、受講してもらった。コーチング、教育指導法、スポーツ心理学、スポーツ医学等を学び、受講登録証を発行した。
- ・情報提供及び共有…学校、保護者、地域、行政で構成する融合型部活動運営協議会を定期的に行い、国や県、市の新しい情報を提供し、さらに活動の整備を目指し、種目別ワークショップを行い、課題に抽出、対応策、将来像等を話し合った。
- ・先行することで前例のない判断…先行して動くことで直面する課題に対して誰がどのように判断するかが不明確であった。公としての市の方向性の明確化と併せて学校の方針も作成してもらい、年度ごとにスキームを見える化した。
- ・2つの中学校の合同化…神林中学校を中心に 4 年間活動してきたが、すでに融合型の活動に参加していることもあり、近隣の岩船中学校との合同化を図った。

進めてきた時間が異なるため、1回の会議はそれぞれで行い、目的を理解してもらい、2回目から合同の会議を開催した。拠点化した活動が可能な地域のため、前述同様、岩船中学校の方針も作成してもらい、両校での地域を移行を進めていくこととした。

4. 実践研究の成果と今後の課題

4.1 実践研究での検証から得た成果

- ・先行していた神林中学校と併せて、岩船中学校の受け皿になることも可能なため、両校の方針及び移行スケジュールを見える化することができた。
- ・すでに活動している3種目の他、卓球、バレーボールについて試行検証を行うことができた。
卓球については令和5年度から融合型部活動として土曜日の活動がスタートする。またバレーボールにおいては両校の合同練習や交流試合などを行いながら融合化へ進めることとなった。
- ・中体連大会の参加について、すでに融合型として活動している3種目について、令和5年度から融合型名で参加することとなった。
- ・両校長が融合型部活動を理解していることや協力体制が整備されたことで、生徒や保護者への説明を行い、融合型部活動への参加促進を学校としても行ってもらった。

4.2 地域移行における今後の課題と対応

<p>【関係者との連絡調整・連携体制の構築方策】</p> <p>各運営主体が学校やスポーツ推進団体と連携しながら連絡調整を行うと共に、先行している神林中学校区の状況を共有しながら連携体制を構築する。</p>	<p>【受け皿団体の確保方策】</p> <p>総合型クラブ（5地区、5クラブ）を運営主体となり、各地区での取組を行う。</p>
<p>【指導者の確保方策】</p> <p>運営主体が各地区のスポーツ少年団や体育協会、競技団体と連携をし、指導者の確保を行う。</p>	<p>【困窮世帯への支援方策】</p> <p>現在も受益者負担で融合型部活動を実施していますが、妥当な負担額の検討や運営の持続化との両面で検討していく。受益者負担が困難で参加できない状況は作らないよう、慎重に検討することが必要である。</p>
<p>【地域移行の自走化に向けた方策】</p> <p>令和5年度から3年間、融合型部活動の推進を行う。この間は体制整備のため、全体的支援を行う。その後の活動においては1学校・1地区から拠点化を図り、参加者の増員を目指し、自主運営を行う。</p>	<p>【地域特有の課題への対応策】</p> <p>地理的に移動距離が長い場合、運営の継続が厳しい地区もあることから拠点化においてはバスの活用による移動支援や遠隔操作を活用と見守り隊の配置で指導体制の地域格差を解決する。</p>

令和4年度地域運動部活動推進事業

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書

自治体名	新潟県 胎内市教育委員会 担当課：学校教育課 電話番号：0254-47-2711
------	---

1. 事業の概要について

1.1 基本情報（令和4年度4月末時点）

① 中学校数	4校	② 生徒数	616人	③ 部活動数	21部活
--------	----	-------	------	--------	------

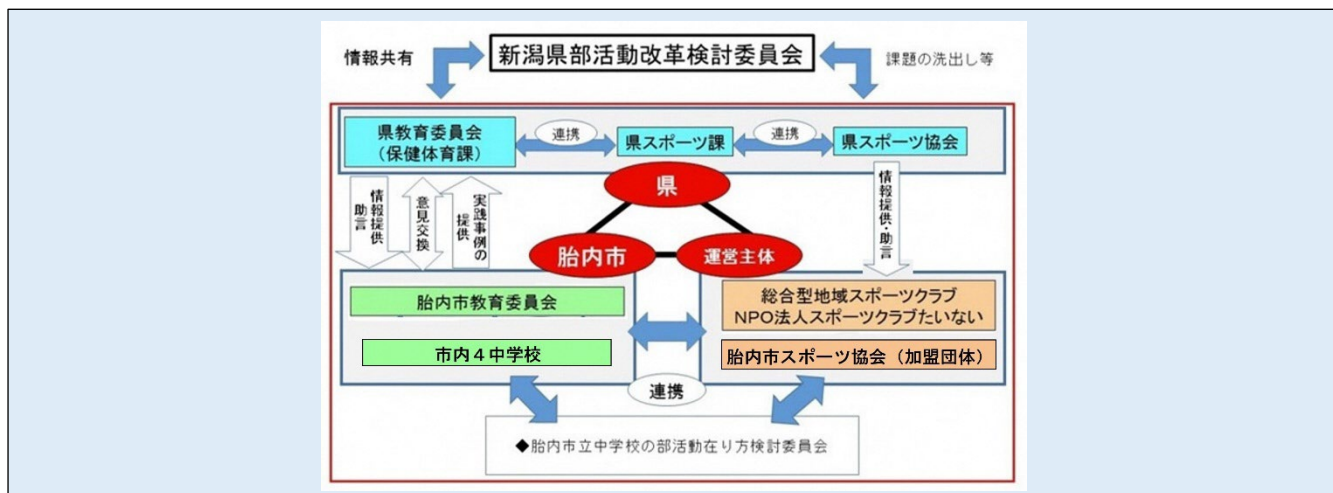
1.2 地域における現状・課題

- ・ 平日の学校部活動と休日の集合型地域活動との連携 ・ 関係者（保護者、スポーツ団体、教員等）の理解促進
- ・ 指導者の掘り起こしと資質向上

1.3 実践研究における取組目標

- ・ 本事業の実施を通して、令和5年度以降の休日の部活動のスムーズな地域移行に向けた体制整備と意識の醸成を図る。
- ・ 令和4年度については、7つの種目について、月2回程度の地域運動部活動(胎内市中学生スポーツ教室)を胎内市教育委員会主催事業として地域のスポーツ関係団体と連携して実施する。

1.4 実践研究の運営体制



2. 地域連携や地域移行の推進に向けた体制整備の取組について

- ・ 令和2年2月に胎内市立中学校の部活動の在り方検討委員会（以下、検討委員会）を設置し、中教審答申（平成31年1月）に基づき、今後の部活動の在り方に関する検討を開始した。
- ・ 同年10月に市教育委員会に対する提言をいただき、以降、これを基本方針として体制整備の取組を進めてきた。
 <提言の主な内容> 1 部活動への地域人材の活用 2 地域と連携したスポーツ・文化教室の設置
 3 地域での活動も含めたガイドラインの策定 4 地域と中学生の活動をつなぐ事務局の設置
- ・ 令和3年度以降、国・県のモデル事業を受託し、提言をもとに地域のスポーツ団体等を運営主体（事務局：総合型地域スポーツクラブ、運営：市スポーツ協会加盟団体）とした休日の集合型の地域運動部活動の構築に取り組んでいる。
- ・ 令和4年度には、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行についての説明会を、胎内市スポーツ協会加盟団体、市内中学校、来年度新入生保護者に実施し、共通理解と連携体制の構築に努めている。

3. 実践研究校における取組について

3.1 実践研究校情報

① 実践研究校数	域内全4中学校が実践研究に参加
② 実践研究に取り組んだ部活動数	14部活
③ 種目	ソフトテニス、軟式野球、バドミントン、サッカー、陸上競技、柔道、剣道

≪主な取組例（1）≫…胎内市立中条中学校

① 運営主体	NPO 法人スポーツクラブたいない（責任主体：市教育委員会 運営：市柔道連盟）		
② 種目	柔道	④ 参加者数	15人
④ 活動日	月2回（土又は日）	⑤ 活動場所	市営体育館武道場
⑦ 指導者人数	2人	⑧ 謝金単価	1人あたり1,500円/時間
⑨ 指導者属性	市柔道連盟所属の指導者2名を指導者として派遣		
⑩ 参加会費の有無・金額	徴収あり（1人あたり：2,000円/年額）		

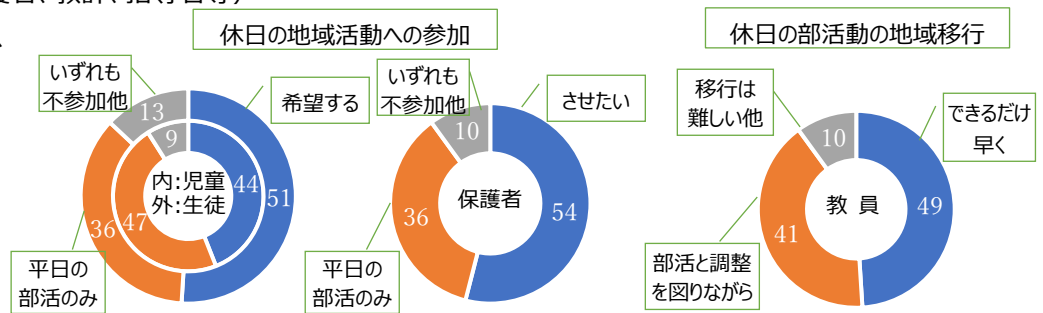
≪主な取組例（2）≫…胎内市立黒川中学校

① 運営主体	NPO 法人スポーツクラブたいない（責任主体：市教育委員会 運営：市ソフトテニス連盟）		
② 種目	ソフトテニス	④ 参加者数	16人
④ 活動日	月2回（土又は日）	⑤ 活動場所	市営テニスコート（冬は市営体育館）
⑦ 指導者人数	2人	⑧ 謝金単価	1人あたり1,500円/時間
⑨ 指導者属性	市ソフトテニス連盟所属の指導者2名を指導者として派遣		
⑩ 参加会費の有無・金額	徴収あり（1人あたり：2,000円/年額）		

3.2 参加者の声（生徒、保護者、教師、指導者等）

・本年度は参加者のみならず、市内全ての児童(小5,6年)・生徒(中1,2年)及びその保護者、中学校教員に対して地域移行に向けたアンケート調査を実施した。

主な結果は右のとおり。



3.3 各実践研究校での取組を通じて挙げた課題や解決方法、取組において特に工夫した点

- ・市内4校の集合型の活動のためそれぞれのニーズ、レベルに沿った活動の展開が課題である。活動を運営していただいている各団体に初心者向けをはじめとしたレベル別の指導をお願いし対応している。
- ・指導者の資質向上のために市スポーツ協会と連携し、指導者研修（スポーツ心理学）を実施した。

実践研究の成果と今後の課題

4.1 実践研究での検証から得た成果

- ・地域スポーツ団体へ地域移行についての説明を重ね、実施方法等の検討を重ねた結果、昨年度の5種目から7種目まで休日の地域活動の実施種目を増やすことができた。また、市内の中学校運動部部員393人中138名（35%）の参加を得た。

4.2 地域移行における今後の課題と対応

- ・指導者や生徒の移動手段の確保などの環境整備とともに、費用負担の在り方、学校部活動と地域スポーツ活動の連携の在り方が課題である。現在、中学校に設置されている10種目全ての地域活動の実施を目指し、取組を継続する。

<p>【関係者との連絡調整・連携体制の構築方策】</p> <p>総合型地域スポーツクラブ（傘下に市スポーツ協会及び市スポーツ少年団を統合）を中核としてスポーツ団体、学校、保護者、行政の連携体制を充実させる。</p>	<p>【受け皿団体の確保方策】</p> <p>現在、市スポーツ協会加盟の13団体中7団体から休日の地域活動を実施いただいている。今後は、未実施団体への働きかけとともに未加入団体への働きかけも実施する。</p>
<p>【指導者の確保方策】</p> <p>現在、指導者は市スポーツ協会加盟団体から派遣していただいているが、今後は、教員の希望者の兼職兼業による指導者の確保も図る。</p>	<p>【困窮世帯への支援方策】</p> <p>当面は公費を中心に地域活動を運営することで、困窮世帯の負担を軽減する。支援対象と支援方法について今後検討していく。</p>
<p>【地域移行の自走化に向けた方策】</p> <p>令和7年度末までに全ての休日の部活動が地域移行をすすめ、同時に公費負担中心から受益者負担中心に切り替えていけるよう取組を進める。</p>	<p>【地域特有の課題への対応策】</p> <p>当市の規模では、学校ごとに地域移行を進めることは難しい。そのため、市内の公共施設等での集合型活動を実施している。今後、低廉、効率的な移動手段について検討、試行していく。</p>

胎内市における 休日の部活動の地域移行について

これまで中学校では、平日の放課後や休日（土日や祝日）に同じ中学校の仲間や先生と、スポーツ活動や文化活動を行う部活動を行ってきました。

すでに報道等でご存知のこととは思いますが、この部活動が、土日や祝日などの休日については、来年度から段階的に学校以外の地域の活動（民間や地域のクラブチームやスポーツ教室など*）に変わっていくことになりました。

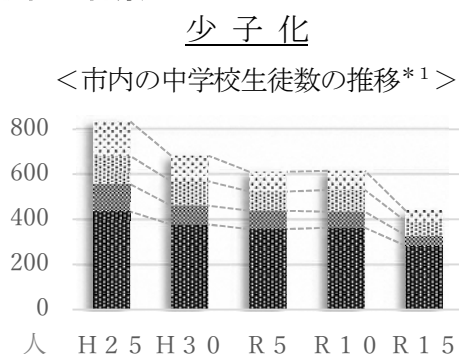
これは、子どもの数が少なくなってきた中で、これからもやりたいスポーツ活動や文化活動ができるようにしたり、学校の働き方改革を進めたりするための全国的な取組です。

< * 休日の学校以外での地域の活動の例 >

- ・中学生スポーツ・文化教室（詳しくは「2 胎内市の取組」をご覧ください）
- ・民間のスポーツクラブ（スイミングやサッカー等）
- ・地域のスポーツクラブ（スポーツ少年団等）
- ・県や市の連盟等が行う活動（練習会や普及のための活動等）

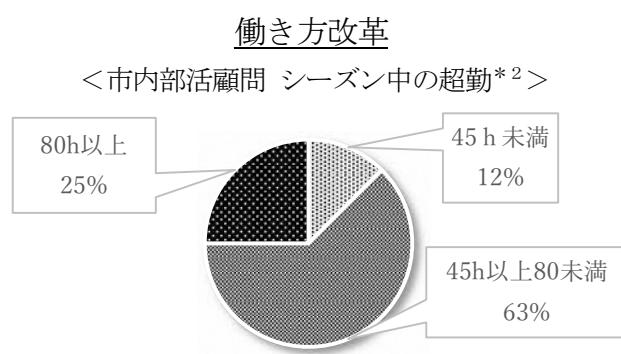
※ すぐに上記のような活動が整備できない場合は、当面、部活動の地域連携として、地域の指導者等の協力による合同部活動などを通して生徒の活動環境を確保することも考えられます。

1 取組の背景



市内の中学校生徒数は、10年前と比べ10年後にはほぼ半数

*1 R10、R15は推計



国のガイドラインに定める月45時間未満は1割強、4人に1人は月80時間以上

*2 R2年度6～12月(8月除く)の主顧問平均

全国でも同様な背景が見られることから、国（スポーツ庁・文化庁）の中学生のスポーツ・文化活動の新たなガイドライン*3の中で、令和5年度からの3年間を改革推進期間とし令和7年度末までに休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるとしています。

2 胎内市の取組

胎内市では令和3年度から、国のモデル事業の委託を受け、地域のスポーツ団体等のご協力をいただきながら「胎内市中学生スポーツ教室」を開設するなどして、地域が中心となった中学生のスポーツ・文化活動の環境づくりを進めています。

今年度は、スポーツ協会加盟団体の協力をいただき、7種目（柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球、バドミントン、陸上競技）のスポーツ教室を原則月2回程度休日に開催しています。

<胎内市中学生スポーツ教室についてのQ&A>

Q 中学生スポーツ教室にはどのような種目がありますか？

A 令和4年度は柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球、バドミントン、陸上競技の教室をスポーツ協会加盟の各連盟の協力で実施しています。今後も、各連盟のご協力をいただきながら種目を増やしていきたいと考えています。

Q 平日の部活動と休日のスポーツ教室との関係は？

A 部活動は各学校、休日の教室はスポーツ団体が行う別々の活動です。それぞれ参加は、保護者の了解のもと、生徒の希望によります。別々の活動とはいえ、活動が過多にならないよう、休日のスポーツ教室がある週は、部活動を休みにする等、学校に配慮をお願いしています。休日の活動が学校から地域の活動に移行していくことにご理解とご協力をお願いします。

Q 教室の指導者や活動場所は？

A 指導は各競技連盟の会員等が当たります。活動場所は公共のスポーツ施設や学校体育館を利用します。また、希望する学校職員が指導に当たる場合は兼職兼業の手続きを取って、地域の競技別連盟の会員等として指導に当たります。

Q 大会参加はどうなるの？

A 休日の教室は、その競技を楽しんだり、技術を向上させたりすることなどを目的とした教室です。大会参加を目的とした地域クラブについては、休日の教室などの地域の活動を進めながら今後、検討していきます。

Q 中学生スポーツ教室へ参加する場合の保護者負担は？

A 入会時にスポーツ障害保険料等としてスポーツクラブたいないの入会金(年2千円)が必要です。また、送迎は保護者の方からお願いしています。その他、運営にかかる経費の負担をお願いする場合があります。

Q 現在、中学生スポーツ教室などの休日の地域活動がない種目はどうなりますか？

A 国の定めた改革推進期間が終わる令和7年度末までに、地域の関係者の理解と協力のもとで地域連携・地域移行を進め、可能な限り早期に何らか地域活動を整備しているよう取組を進めてまいります。

※ 休日に活動を実施している文化部（吹奏楽部）については、地域の指導者等から協力をいただき、地域移行に向けた合同部活動に取り組んでいます。

3 令和7年度末（8年3月）までに目指す姿

平日/休日	活動の形態	指導者等	備考
平日	学校の部活動*3	学校の教職員等*4	部活動に参加せず地域の社会体育活動や民間クラブでの活動を選択することも可
休日	地域のスポーツ・文化活動*5	地域の指導者等*6	学校の部活動とは別の希望者による活動。民間クラブ等での活動を選択することも可

*3 平日の活動についても、可能などころから地域との連携を進める予定です。

*4 部活動指導員等の地域の指導者含む

*5 胎内市ではスポーツ団体の協力を得て休日に活動する中学生スポーツ教室の取組を進めています。文化部についても、地域の指導者等の協力得て休日の地域での活動ができるよう取組を進めています。

*6 地域のスポーツ団体等の指導者の他、希望する学校教職員が兼職兼業の許可を得て指導に当たることも可能

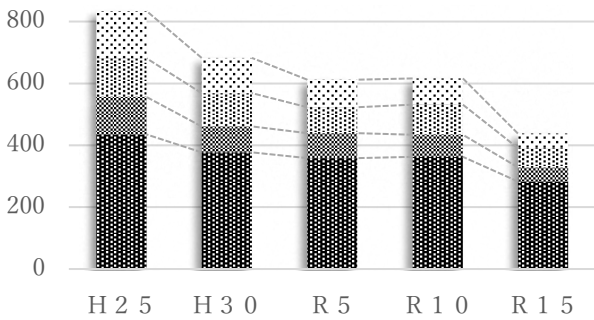
大会参加は、令和5年度から、学校を単位としない、地域のチームも全国大会につながる中学校体育連盟(中体連)主催大会に出場が可能になりました。ただし、競技ごとに中体連の定めた条件を満たした上で、事前に申請、承認を受ける必要があります。

胎内市における 休日の部活動の地域移行について

少 子 化

働 き 方 改 革

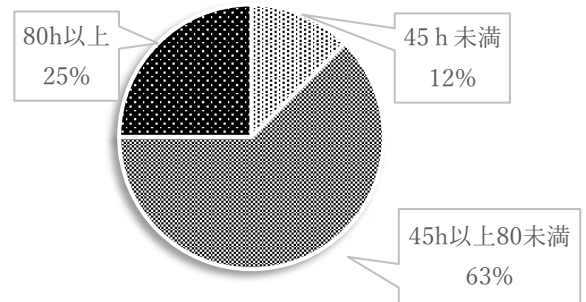
人 <市内の中学校生徒数の推移*1>



市内の中学校生徒数は、
10年前と比べ10年後にはほぼ半数

*1 R10、R15は推計

<市内部活顧問 シーズン中の超勤*2>



国のガイドラインに定める月45時間未満は
1割強、4人に1人は月80時間以上

*2 R2年度6～12月(8月除く)の主顧問平均

地域が中心となった中学生のスポーツ・文化活動の環境づくり

胎内市では

令和3年度から「胎内市中学生スポーツ教室」をスタート。胎内市スポーツ協会加盟団体の協力をいただき、原則月2回程度休日に開催。これまでに柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球、バドミントン、陸上競技の7種目を実施(予定含む)。

全国的には

令和7年度末(8年3月)までに目指す姿

平日/休日	活動の形態	指導者等	備考
平日	学校の部活動	学校の教職員等*3	部活動に参加せず地域の社会体育活動や民間クラブでの活動を選択することも可
休日	地域のスポーツ	地域の指導者等*5	学校の部活動とは別の希望者による活動。民間クラブ等での活動を選択することも可

*3 部活動指導員等の地域の指導者含む

*4 胎内市教育委員会で取り組んでいる地域のスポーツ・文化活動については、次ページ参照

*5 地域のスポーツ団体等の指導者の他、希望する学校教職員が兼職兼業の許可を得て指導に当たることも可能

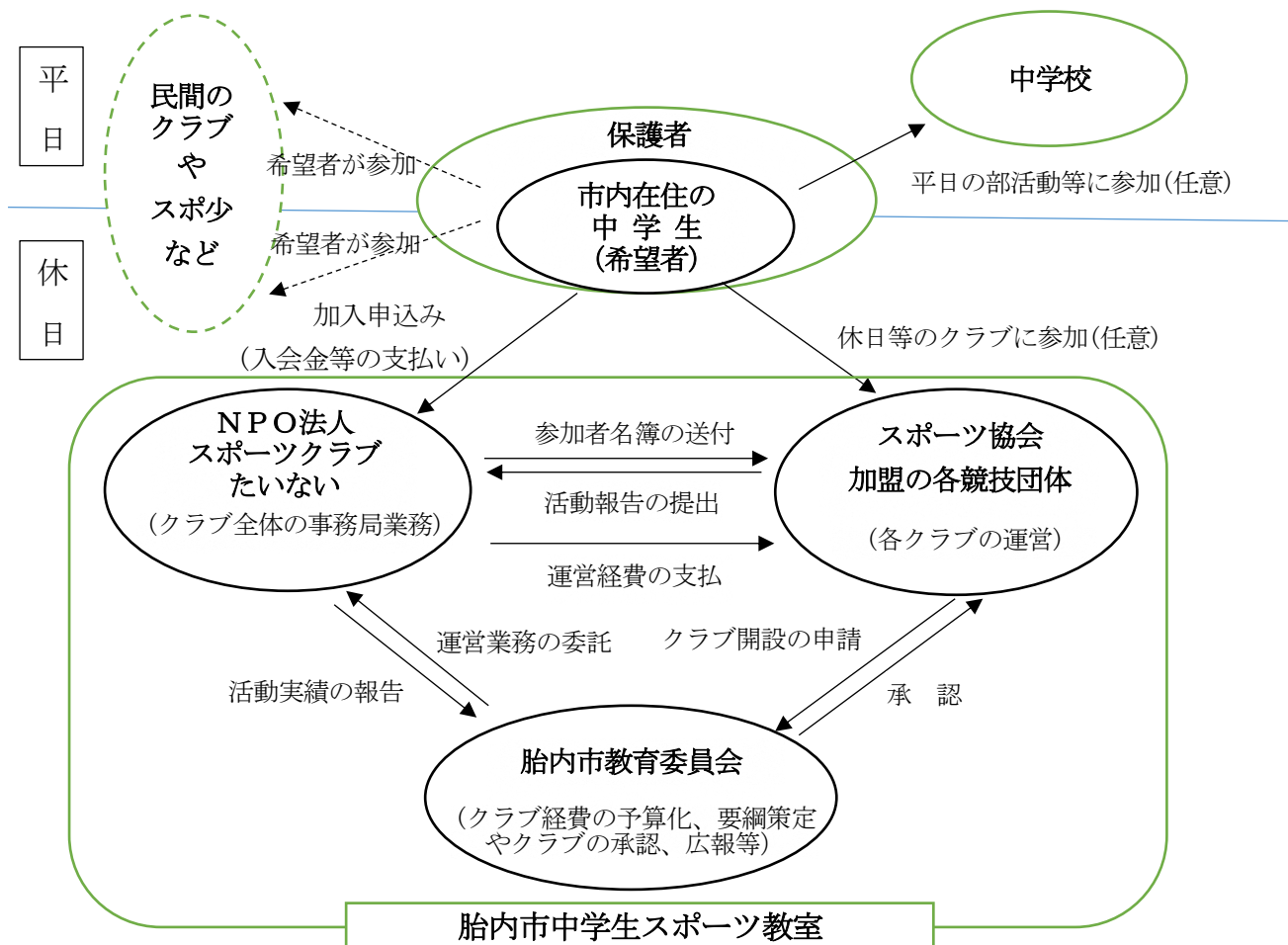
大会参加は、令和5年度から中体連の大会に地域クラブの参加が可能となる見込です。学

胎内市中学生スポーツ教室*6

- 主 催：胎内市教育委員会
 事務局：NPO法人スポーツクラブたいない
 運 営：開設に協力いただける胎内市スポーツ協会加盟の各競技団体
 会 場：市内の公共スポーツ施設（学校開放による小中学校の体育館等含む）
 指 導 者：運営にあたる各競技団体の会員等
 実 施 日：原則として休日の昼間又は夜間（当面は月2回程度）
 会 費：入会時にスポーツクラブたいない年会費（保険料等）として2,000円
 ※その他、競技によって必要な経費等を徴収することがあります。
 会 員：参加を希望する市内在住の中学生で、保護者の同意を得た人

休日も活動したい、
 学校以外でも活動したい
 という中学生のための教室です。

*6 令和5年度以降、地域移行の進捗状況に合わせて活動内容を拡充していくことも検討しています。また、休日に活動を行っている文化部（吹奏楽部）についても、教室を開設できるよう取組をすすめます。



【部活動の地域移行に関する問い合わせ先】

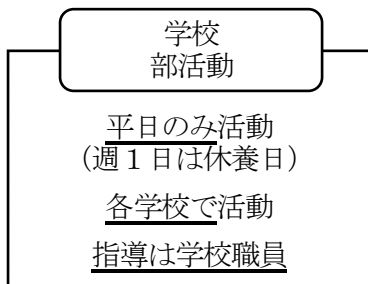
胎内市教育委員会 学校教育課 TEL 0254-47-2711 (内線 2313)

—胎内市教育委員会（担当：学校教育課）—

令和7年度末（8年3月）の学校部活動と中学生スポーツ教室のイメージ

学校部活動は

令和7年度末までに平日のみに



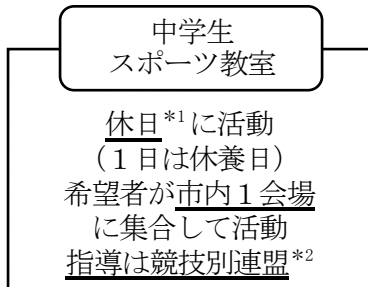
平日は学校部活動、休日は中学生スポーツ教室に参加する場合のイメージ。

※ 学校部活動も中学生スポーツ教室も希望制です。片方だけに入ったり、両方はいらずに民間クラブに参加したり、活動はせずに帰宅したりするなど、多様な形が考えられます

月	火	水	木	金	土	日
活動	活動	休養日	活動	活動		

休日の活動は

地域へ移行



休日の活動は学校部活動とは別の地域の活動に移行します。
地域の活動に参加するかどうかは保護者の了解のもと生徒の希望によります。
学校部活動に参加していなくても休日の活動だけに参加することもできます。

休日の活動は地域へ希望者が参加

月	火	水	木	金	土	日
					活動	休養日

*1 当面は月2回程度、休日に活動。

*2 希望する学校職員が指導に当たる場合は兼職兼業の手続きを取って、地域の競技別連盟の会員等として指導に当たる。

Q 中学生スポーツ教室にはどのような種目がありますか？

A 令和4年度は柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球、バドミントン、陸上競技の教室をスポーツ協会加盟の各連盟からの協力で実施（予定含む）しています。今後も、各連盟のご協力をいただきながら種目を増やしていきたいと考えています。

Q 平日の部活動と休日のスポーツ教室との関係は？

A 部活動は各学校、休日の教室はスポーツ団体が行う別々の活動です。それぞれ参加は、保護者の了解のもと、生徒の希望によります。別々の活動とはいえ、活動が過多にならないよう、休日のスポーツ教室がある週は、部活動を休みにする等、配慮をお願いしていきます。

Q 大会参加はどうなるの？

A 令和5年度から地域クラブも中体連の大会に参加できるようになります。種目によって学校チームでの参加や教室の活動を拡充した合同チームでの参加など多様なかたちが考えられます。

Q 教室の指導者や活動場所は？

A 指導は各競技連盟の会員等があたります。活動場所は公共のスポーツ施設や学校体育館を利用します。また、希望する学校職員が指導に当たる場合は兼職兼業の手続きを取って、地域の競技別連盟の会員等として指導に当たります。

Q クラブへの参加費用は？

A 入会時にスポーツ障害保険料等としてスポーツクラブたいないの入会金(年2千円)が必要です。この他、運営にかかる経費の負担をお願いする場合があります。

Q 中学生スポーツ教室などの休日の地域活動がない種目はどうなりますか？

A 休日の部活動の地域移行に向けた改革集中期間の終わる令和8年度以降は、原則として休日の部活動はなくなります。受け皿となる地域の活動等がない場合、休日は活動なしとなる見込です。

胎内市における 休日の部活動の地域移行 について

胎内市教育委員会
(担当：学校教育課)

休日の部活動の地域移行とは

<これまでの部活動>

- ・ 平日の放課後や休日（土日や祝日）
- ・ 同じ中学校の仲間や先生と
- ・ スポーツ活動や文化活動

<休日の部活動の地域移行>

- ・ 土日や祝日などの休日
- ・ 来年度から段階的に
- ・ 学校以外の地域の活動

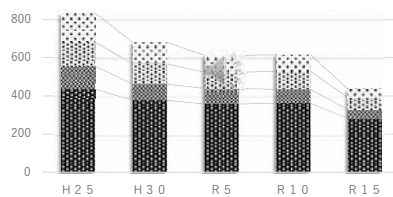
- 少子化
- 学校の働き方改革



1 取組の背景

➤ 少子化

<市内の中学校生徒数の推移*1>

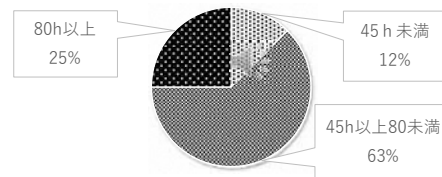


市内の中学校生徒数は、
10年前と比べ10年後にはほぼ半数
* 1 R10、R15は推計

1 取組の背景

➤ 働き方改革

<市内部活顧問 シーズン中の超勤*2>



国のガイドラインに定める月45時間未満は1割強、
4人に1人は月80時間以上

* 2 R2年度6～12月(8月除く)の主顧問平均

1 取組の背景

少子化 働き方改革

- ・ 全国でも同様な背景
- ・ 国（スポーツ庁、文化庁）は昨年12月、中学生のスポーツ文化活動の新たなガイドラインを策定



- 令和5年度からの3年間を改革推進期間
- 令和7年度末までに、全国で、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進

2 胎内市の取組

- ・ 令和3年度から、国のモデル事業
地域のスポーツ団体等のご協力をいただきながら「胎内市中学生スポーツ教室」を開設
地域が中心となった中学生のスポーツ・文化活動の環境づくりを推進
- ・ 今年度は、スポーツ協会加盟団体の協力をいただき、7種目（柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球、バドミントン、陸上競技）のスポーツ教室を原則月2回程度休日に開催

< 令和4年度
胎内市中学生スポーツ教室実施状況 >

種目名 (開始月)	実施日及び会場	参加者数 (参加校数)	指導者数 (連盟等)
ソフトテニス (4月～)	・原則月2回、土(午前) ・市営テニスコート(冬季は市体育館)	39名 (3校)	11名
柔道 (4月～)	・原則、第1土(夜)・第3日(午前) ・市総合体育館 武道場	17名 (3校)	12名
剣道 (4月～)	・原則、第1・3土 ・市総合体育館アリ	9名 (2校)	9名
バドミントン (5月～)新規	・原則、第2・4土(夜) ・中条中学校体育館	14名 (2校)	11名
サッカー (6月～)	・原則、第1・3土(午後) ・中条小学校グラウンド等	8名 (1校)	2名
軟式野球* (10月～11月)	・10/16(日)、10/29(土)、11/3(祝) ・胎内球場、B&Gグラウンド	24名 (3校)	6名
陸上競技* (11月～)新規	・原則月2回、第2・4日(午前) ・市陸上競技場(冬季はサビレッジ)	27名 (2校)	6名

*軟式野球と陸上競技については学校部活動と競技別連盟との合同活動として実施(顧問等が引率、指導は連盟会員等)

< ソフトテニス >



< 柔道 >



< 剣道 >



< サッカー >



< 軟式野球 >



< バドミントン >



< 陸上競技 >



3 令和7年度末までに目指す姿

平日/ 休日	活動の 形態	指導者等	備考
平日	学校の 部活動	学校の 教職員等	部活動に参加せず地域の 社会体育活動や民間 クラブでの活動を選択 することも可
休日	地域の スポーツ・ 文化活動	地域の 指導者等	学校の部活動とは別の 希望者による活動。民 間クラブ等での活動を選 択することも可

※大会参加は、令和5年度から、学校を単位としない、地域のチームも全国大会につながる中学校体育連盟(中体連)主催大会に出場が可能になりました。ただし、競技ごとに中体連の定めた条件を満たした上で、事前に申請、承認を受ける必要があります。

令和4年度地域運動部活動推進事業

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書

自治体名	新潟県長岡市教育委員会 担当課：教育部 学校教育課 電話番号：0258-39-2249
------	--

1. 事業の概要について

1.1 基本情報（令和4年度4月末時点）

① 中学校数	27校	② 生徒数	6,637人	③ 部活動数	196部活
--------	-----	-------	--------	--------	-------

1.2 地域における現状・課題

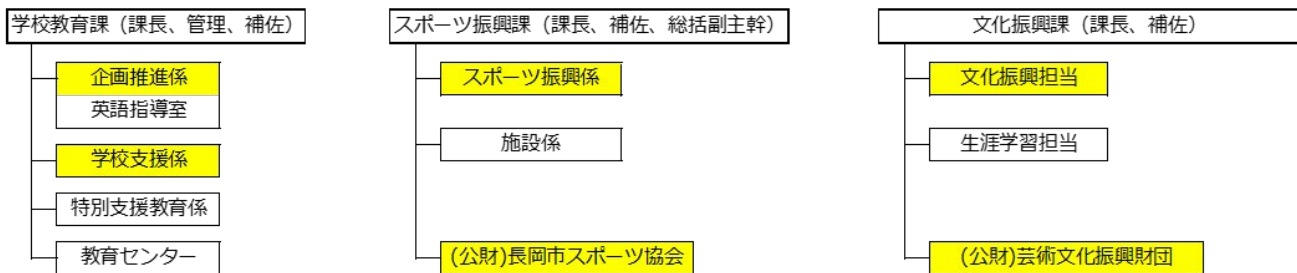
- ・ 特に保護者と教員の部活動地域移行に関する認識の共有と意識の浸透
- ・ 平等性の担保とニーズへの対応（経済的条件、地理的条件などを考慮した方策）
- ・ 指導者発掘と資質向上のための仕組みづくり

1.3 実践研究における取組目標

- ・ 全種目集合型へ移行し、競技団体の理解と協力を得て種目数を増加するとともに、指導者発掘、受益者負担等の保護者理解を促進する。
- ・ アンケート調査による把握と経年比較を行い、ニーズに対する持続可能な運営方式案を作成する。

1.4 実践研究の運営体制

（全体運営体制）



【主な業務内容】

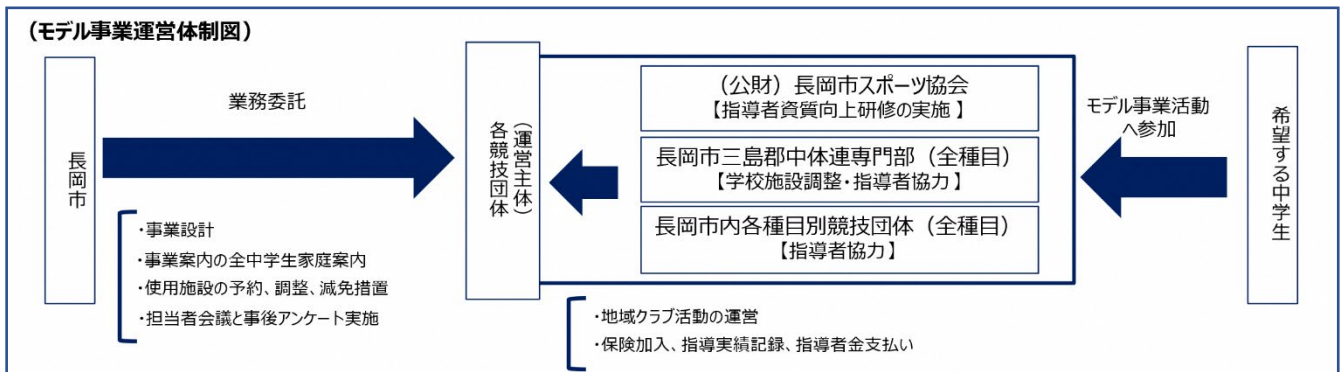
- ① 誰ひとり取り残さない環境を整備するための『ながおかモデル』の構築 【3課共通】
- ② 地域移行に向けた課題解決（保護者の負担軽減、活動場所の確保、参加費や保険の管理、移動手段的確保）【3課共通】
- ③ 指導者の確保・育成、人材バンクの立ち上げ、支援体制の整備・強化【3課共通】
- ④ 国（スポーツ庁、文化庁）、県（保健体育課、義務教育課）、県内他市町村との連携、情報収集・提供【3課共通】

- ⑤ スポーツ・芸術文化活動環境整備
検討委員会、小委員会の事務局用務
- ⑥ スポーツ活動推進モデル事業の運営
- ⑦ 市内中学校、PTAとの連携

- ⑧ 関連部会の事務局用務
- ⑨ 長岡市スポーツ協会、スポーツ推進委員、
競技団体、コミセンスポーツ部会等との連携
- ⑩ 各競技運営主体の総括（スポーツ協会）

- ⑪ 関連部会の事務局用務
- ⑫ 長岡市文化振興計画（仮称）の検討・策定
- ⑬ 長岡市芸術文化振興財団、中越吹奏楽連盟等との連携
- ⑭ 各活動運営主体の総括（芸文）

（モデル事業運営体制図）



2. 地域連携や地域移行の推進に向けた体制整備の取組について

- ・ 長岡市スポーツ・芸術文化環境整備検討委員会 3回（令和4年6月、10月 令和5年3月）
 - ・ “ ” 検討小委員会4回（令和4年6月、10月 令和5年2月、3月）
 - ・ 新潟県、長岡市共同主催「部活動地域移行シンポジウム」（令和4年10月）
 - ・ 隣接市町村との情報交換会（令和4年9月）
 - ・ 関係団体への情報提供および意見交換会（スポーツ協会、校長会、中体連、総合型地域スポーツクラブ、PTA 連合会等）
 - * 各団体に対して年2～4回実施し、進捗状況および検討課題に関する意見交換を実施(年間合計：40回程度)
 - ・ 広報誌発行（地域移行ニュースA4版表裏）（令和4年4月、令和5年1月）
- ※検討委員会の名称変更（推進のための意識改革の一環として）
- * 令和3年度：部活動改革検討委員会 ⇒ 令和4年度：スポーツ・芸術文化活動環境整備検討委員会

3. 実践研究校における取組について

3.1 実践研究校情報

① 実践研究校数	域内全27中学校のうち、25校が実践研究に参加
② 実践研究に取り組んだ部活動数	9部活
③ 種目	バスケットボール、バレーボール、野球、ソフトテニス、陸上、サッカー、柔道、バドミントン、スキー

《主な取組例（1）》…柔道

① 運営主体	長岡市柔道連合会		
② 種目	柔道	④ 参加者数	28人
④ 活動日	土曜日（年10回）	⑤ 活動場所	市体育館柔道場
⑦ 指導者人数	2人	⑧ 謝金単価	1人あたり1,000円/時間
⑨ 指導者属性	市柔道連合会所属の指導者2名を指導者として派遣		
⑩ 参加会費の有無・金額	徴収あり（1人あたり：5,000円/年額）		

《主な取組例（2）》…バスケットボール

① 運営主体	長岡市バスケットボール協会		
② 種目	バスケットボール	④ 参加者数	50人
④ 活動日	土曜日（年8回）	⑤ 活動場所	市体育館、学校体育館
⑦ 指導者人数	8人	⑧ 謝金単価	1人あたり1,000円/時間
⑨ 指導者属性	市バスケットボール協会所属の指導者、プロコーチ、高校指導者を毎回2名を指導者として派遣		
⑩ 参加会費の有無・金額	徴収あり（1人あたり：6,400円/年額）		

3.2 参加者の声（生徒、保護者、教師、指導者等）

○アンケート実施種目

サッカー、バスケットボール（男女別）、軟式野球、柔道、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール（男女別）
陸上競技、アルペンスキー

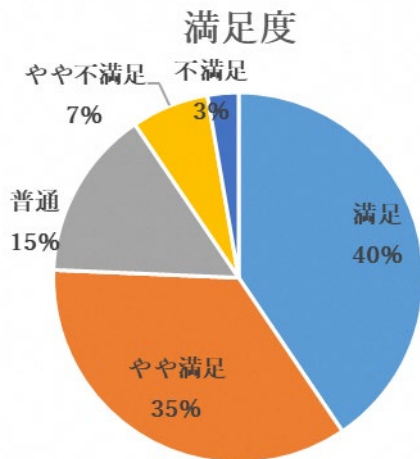
○参加生徒数：261名 ※1月現在

○指導者数：74 ※1月現在

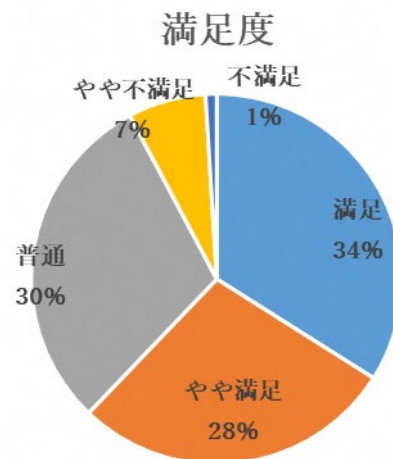
○アンケート回答数 生徒：74名 保護者：103名 指導者：22名

【満足度】

生徒



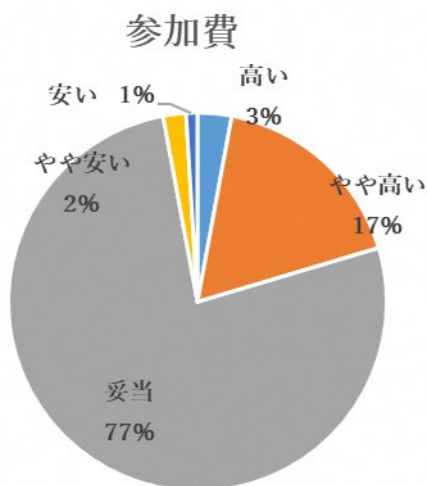
保護者



- 令和3年度との経年比較では、肯定評価の割合が生徒+1ポイント 保護者+9ポイント

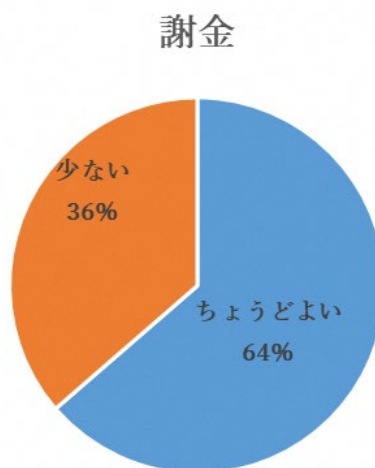
【参加費】

保護者 回答数：103



【指導謝金】

指導者 回答数：22



- 令和3年度との経年比較では、参加費に対する保護者の意識は変化なし（やや安いが-1ポイントのみ）
- 指導謝金は昨年指導者回答数74人からかなり減少であるが、「ちょうどよい-22ポイント 少ない+22ポイント」

3.3 各実践種目での取組を通じて挙げた課題や解決方法、取組において特に工夫した点

- ・ 昨年のアンケート結果を参考に、練習内容等を各競技とも改善し、種目別のアンケートからも高評価を得た。
- ・ 教員以外の指導スタッフの拡充（企業、プロ、高校教員などの新規登用）
- ・ 参加費を払う＝著名な指導者の特別な指導を受けられるという保護者の認識改善に至らなかった。（昨年に引き続き）

4. 実践研究の成果と今後の課題

4.1 実践研究での検証から得た成果

- ・ 2年継続して実践し、特に今年度から3種目増加するなど、競技団体の理解と協力体制が昨年より向上した。
- ・ 昨年のアンケート結果をもとに、今年度の内容や運営方法の改善を図ったことで、評価の低い部分が改善された。
- ・ 指導者確保の面では、各競技団体とも現在抱えている教室運営でも人手不足であり、部活動地域移行を契機に、競技団体の体制強化の必要性が明らかとなった。
- ・ 受益者負担については、全種目平均1回あたり¥600～¥700では肯定的な評価であるが、当市のモデル事業は月1回程度の実践であり、別に実施したアンケートで妥当な月額（月4回実施の場合）についての回答は以下である。
¥2,000～¥3,000（43.8%） ¥1,000程度（28%）、¥4,000～¥5,000（20%）であった。
一方、小学5,6年生の保護者へのアンケート結果では、月額¥5,000以上の月謝を払ってスポーツ、文化活動を実施している割合は60.5%である。以上のことから、「部活動」=無償というイメージがあることが中学生の部活動地域移行の負担に関する意識に影響を与えていると推測できる。
- ・ この形式を継続するためには、施設利用料の減免と優先確保が挙げられるが、雪国において特に冬季の市所有体育施設の優先確保は限界があると同時に、指定管理者の収益にも影響してくることから持続可能な方法をさらに検討する必要性がある。
- ・ 活動の場の提供が大きな目的として実施しているが、保護者は参加費を支払うことで、「著名な指導者や専門的な技術指導」を受けることができるという感覚は、昨年同様にアンケートの自由記述に複数の記載があった。今後、地域部活動が強化の目的ではないことの理解を深めることが課題である。

4.2 地域移行における今後の課題と対応

【関係者との連絡調整・連携体制の構築方策】

これまで同様に全関係者で組織された「検討委員会」の内容を、各団体での情報共有に努めるとともに、4月1日に学校教育課、スポーツ振興課、文化振興課で組織された「地域部活動推進室」が中心となり一層推進のための連携体制を構築する。

【指導者の確保方策】

競技団体に指導可能人材の調査を実施しているが、当市の全域をカバーできる指導者数の確保は厳しい状況であると予想される。また、各種資格保有者でなくとも、市独自の研修を受講してもらうことで、市独自の指導者認定制度を導入することを検討している。

人材募集の公募については、報酬等の各種条件について決定後、令和6年度募集開始を目指し取り組む。

【地域移行の自走化に向けた方策】

自走化に向けて、次期学習指導要領での部活動の扱いおよび全中大会の在り方の2点について明確な方向性が示されることが必要である。平日の「学校部活動」の継続は、前出の2点により各学校が方向性を決定する大きな要素である。自走化は、将来の姿がある程度明確になった時点で具体的な協議を進めることが可能であると考える。

【受け皿団体の確保方策】

法人格を有するスポーツ協会を中心とした、全市対象とした総合運営主体の構想を検討する。大幅な事務量の増加が見込まれるため、人員増の人件費について検討する。また、総合運営主体と個々の地域クラブの事務分担を明確にし、各地域クラブが業務の見通しをもって運営参加を協議できるようにする。

【困窮世帯への支援方策】

要保護、準要保護世帯を対象とした支援策について、令和5年度に具体的な検討を行う。また、部活動地域移行だけでなく、他の部署と連携して、国が掲げる「異次元の子育て支援」の方策とあわせて形で、総合的に支援していく方策を検討する。

【地域特有の課題への対応策】

海辺から山間部に大規模から小規模の27の市立中学校が、地理的および地域の事情により、今回の部活動地域移行対応の地域差を生まない方策の立案を重視している。都市部と異なり交通機関が十分な生徒の移動に対応できない現状のなか、保護者送迎が困難な家庭の子どもが参加できないことのないようにする方策が必要となる。特に冬期間、自転車の使用が不可能な雪国特有の課題がある。

令和4年度地域運動部活動推進事業

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書

自治体名	妙高市教育委員会 担当課：こども教育課 電話番号：0255-74-0037
------	--

1. 事業の概要について

1.1 基本情報（令和4年度4月末時点）

① 中学校数	3校	② 生徒数	676人	③ 部活動数	28部活
--------	----	-------	------	--------	------

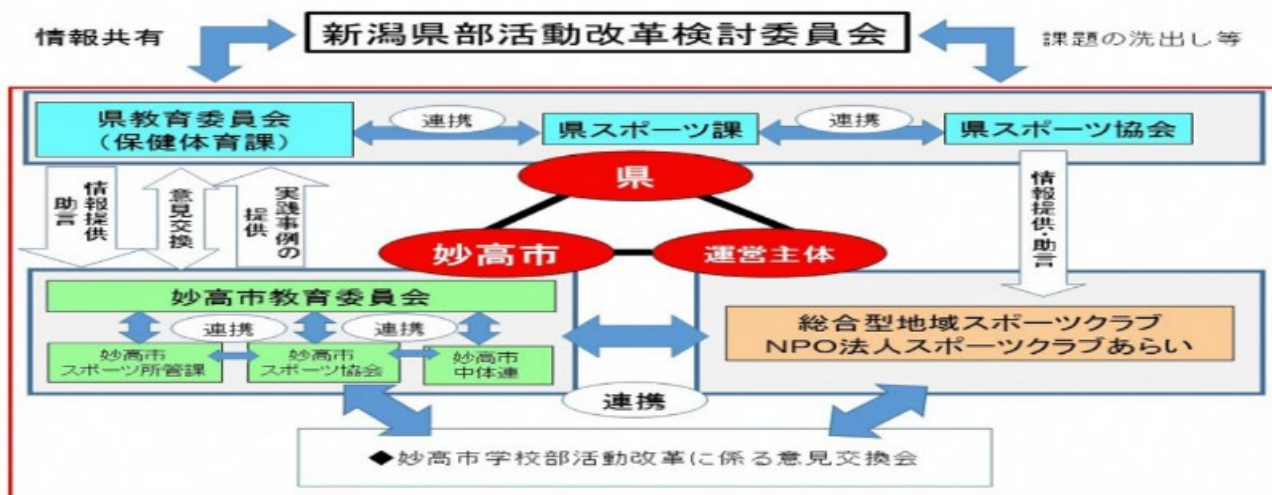
1.2 地域における現状・課題

- ・生徒の多様なニーズへの対応（部員不足の学校同士の連携） ・複数校同士での活動の際の、生徒の移動手段の確保
- ・適正な運営のための、運営主体との連携・学校部活動と地域部活動との連携

1.3 実践研究における取組目標

- ・5月より2つの中学校で、土曜日に20回、2種目の部活動が、外部指導者による合同活動を行い、部員不足による限定的な練習内容改善を希望する生徒の要望に応えると共に、顧問教師の時間外勤務時間を短縮する。そのうち1つの中学校で土曜日に20回、1種目の部活動が地域運動部活動を行い、専門的な指導を希望する生徒の要望に応え、教師の時間外勤務を短縮する。
- ・5月より1つの中学校で、土曜日に20回、3種目の部活動が地域運動部活動を行い、専門的な指導を希望する生徒の要望に応え、教師の時間外勤務を短縮する。

1.4 実践研究の運営体制



2. 地域連携や地域移行の推進に向けた体制整備の取組について

① 生徒の多様なニーズへの対応

- ・5月より2つの小規模校で、土曜日に20回、2種目の部活動が外部指導者による合同活動を行い、部員不足による限定的練習内容の改善という要望に応えると共に、顧問教師の勤務時間短縮を行う。
- ・5月より1つの学校で1種目、もう1つの学校で外部指導者による3種目の部活動を行い、専門的な指導を希望する生徒の要望に応えると共に、顧問教師の勤務時間短縮を行う。

② 適正な運営のための運営主体との連携

- ・市内3つの総合型地域スポーツクラブが、生徒の保険加入手続き、指導者の手当て支払い等の事務を担当する。
- ・地域活動の指導者を総合型地域スポーツクラブの指導者に依頼する。また、地域活動を総合型地域スポーツクラブの講座へ移行する準備を進める。

③ 学校部活動と地域部活動との連携

- ・学校単位で、市、校長、顧問教師、外部指導者が活動方針の打ち合わせを実施する。
- ・顧問教師は金曜日に、外部指導者は月曜日に生徒情報や活動状況を連絡し合う。
- ・将来も休日指導を希望する教師は兼職兼業届を提出し、地域活動の指導に加わる。
- ・外部指導者の資質向上のため指導者研修会を市が開催する。

④ 地域、保護者の理解促進

- ・地域部活動運営検討会議を開催し、地域（スポーツクラブ、保護者代表）、学校、市の共通理解を促進する。
- ・学校単位で保護者説明会や保護者の声を聴く会を実施する。
- ・保険加入料を家庭の負担とし、受益者負担への理解を促進する。

- ・総合型地域スポーツクラブ連絡協議会での説明と意見交換を実施。
- ・市スポーツ協会などのスポーツ団体との意見交換会を実施。

3. 実践研究校における取組について

3.1 実践研究校情報

① 実践研究校数	域内全3中学校のうち、3校が実践研究に参加
② 実践研究に取り組んだ部活動数	6部活
④ 種目	女子バレーボール、軟式野球、体操競技、サッカー 男子ソフトテニス 女子ソフトテニス

《主な取組例（1）》…妙高市立妙高高原中学校 妙高市立妙高中学校

① 運営主体	妙高高原さわやか協議会		
② 種目	軟式野球	③ 参加者数	12人
④ 活動日	土曜日	④ 活動場所	妙高市内中学校グラウンド 他
⑦ 指導者人数	4人	⑧ 謝金単価	1人あたり1,054円/時間
⑨ 指導者属性	妙高高原さわやか協議会に所属する幼年野球指導者2名を指導者として派遣 兼職兼業届を提出した教職員2名		
⑩ 参加会費の有無・金額	なし		

《主な取組例（2）》…妙高市立新井中学校

① 運営主体	スポーツクラブあらい		
② 種目	男女ソフトテニス	③ 参加者数	21人
④ 活動日	土曜日	④ 活動場所	妙高市体育施設テニスコート、体育館
⑦ 指導者人数	3人	⑧ 謝金単価	1人あたり1,054円/時間
⑨ 指導者属性	スポーツクラブあらいジュニアソフトテニスクラブ指導者1名を指導者として派遣		
⑩ 参加会費の有無・金額	なし		

3.2 参加者の声（生徒、保護者、教師、指導者等）

- ・指導員の方が丁寧に指導して下さるので生徒も前向きに取り組んでいる。練習も回を重ねるごとに参加人数が増えている。
- ・この事業を行ったことで、部活動顧問の負担はかなり減った。
- ・部活動顧問と違った視点で指導員から指導を受けられるため、生徒の成長を促進しやすい。
- ・生徒にとって「普段の部活動」とは異なる視点で練習に臨むことができる。
- ・「2つの中学校が一緒に練習しておくことで、近い将来単独チームが組めなくなったとしても慌てないですむから」ということを活動の目的にしたため、勝ち負けではなくバレーボールに親しむことができた。

3.3 各実践研究校での取組を通じて学んだ課題や解決方法、取組において特に工夫した点

- ・現状、兼職兼業届を提出した教員が毎回参加しているので、生徒からすると、通常の部活動と地域合同部活動の違いが分からない。保護者も同様であると考えられる（元々合同チームであることも原因か）。
※対応策→事業のスタート段階で、指導者側も教職員との連携を前提としていたため、部活動担当教職員が兼職兼業届を提出し、報酬を得られるようにした。部活動と合同活動の違いが明確になるよう、期間を区切って実施するようにした。
- ・スポーツの特性の関係もあり、全員が加入しないとチームにならないことや雪が降る季節は地域部活動の実施が難しい。
※対応策→「参加は任意」という方針は変えられないため、集まった生徒でできるスポーツ活動を行うというように考え方を変える必要性について説明した。
- ・天候に左右されやすいため、どうしても活動場所を室内にせざるを得ない場合が多い。その場合、空いている体育館への移動距離が長くなるため、交通手段がない生徒もいる。
※対応策→交通手段のない生徒は、事前に教職員、コーチに相談するように指示を出した。

4. 実践研究の成果と今後の課題

4.1 実践研究での検証から得た成果

- ・指導員が生徒に対して丁寧に指導して下さったので、生徒も前向きに活動に取り組むことができた。
- ・複数の指導員が分担して指導に当たるため、専門性の高い技術指導を生徒が受けることができた。
- ・休日の活動を指導員にお願いできた種目については、勤務時間の削減ができた。（1日3時間×15日間合計45時間）

4.2 地域移行における今後の課題と対応

①指導者の確保

- ・妙高市生涯学習課が取り組む研修制度の活用し、各種目有資格指導者を増やす。
- ・部活動指導員登録を希望する上越教育大学の学生や大学院生と連携し、部活動指導員を確保する。

②関係者との連絡調整・連携体制の構築方策

- ・移行のあり方や方向性といった方針を明にしたうえで、運営組織が自力運営できるような体制構築を目指す。そのために、こども教育課、生涯学習課、NPOなどと、人員の配置、運営資金の試算や確保を中心として協議を重ねる。